

～精神疾患は三大疾患の一つ～
こころの健康推進をわが国の基本政策に



こころの健康政策構想実現会議



100万人署名推進ニュース

- 発行人：こころの健康政策構想実現会議
- 連絡先：〒337-0026 埼玉県さいたま市見沼区染谷 1177-4 やどかり情報館
100万人署名推進委員会
TEL. 048-680-1891 FAX. 048-680-1894
E-mail cocoro-syomei@mbf.nifty.com
URL <http://www.cocoroseisaku.org/>

2012年 5月 1日 第31号

国会への署名簿提出に向けて活動スタート！ 家族10名が小宮山厚生労働大臣を訪問！

「こころの健康基本法」制定に向けての取り組みはいよいよ大詰め段階にきました。

4月28日付けの当推進ニュース第30号でもお伝えしましたが「こころの健康基本法」の制定の実現を期待する全国からの声が、国会請願署名集計数と地方議会での意見書採択数からも聞こえてくる思いがします。

事務局ではこうした日本中の沢山の人の願いを法制定実現という頂上まで着実に導くべく地方の当事者会や家族会の方たちの示唆も得て検討に検討を重ね活動を続けています。

64万筆に達した署名簿の提出に向けて、さいたまの家族会の皆さんを中心に多くの方々が集計作業等に大変な尽力をされています。

さて、国会での衆参両議院で法制定に向けて、超党派関係議員への協力要請を一層強く進める必要があり、ロビー活動が本格化しております。4月27日には、「こころの健康基本法」の制定を強く求める家族会・当事者会の連名で厚生労働大臣の小宮山洋子議員を訪問し、協力を要請いたしました。



「こころの健康基本法」の制定を求める要請書を全国精神保健福祉連合会理事長・川崎洋子氏、ならびに全国精神障害者団体連合会理事長はじめ6つ当事者・家族団体の連名で提出しました。小宮山大臣もそれらに目を通されつつ、短いながらも気持ちの通った話し合いがもたれたことは非常に嬉しく、訪問直前の緊張もいつの間にか取れている私たちに気が付きました。

なお、全国精神保健福祉会連合会から発行されている月刊誌「みんなねっと5月号」に「心の健康基本法制定に向けて」が特集として掲載されていることを併せてお伝えいたします。

下記は世田谷さくら会が小宮山大臣に要請した内容です。(世田谷区の例です。)

私たちは「こころの健康基本法」の制定を強く求めます！

「こころの健康基本法」の制定を求める全国的運動が広がっています。

「こころの健康基本法」制定を求める自治体議会の意見書採択数

2012年4月26日現在 **226** 議会 (人口 7,426 万人)

***東京都議会**、ならびに**世田谷区議会**を含む都内 37 議会が採択

「こころの健康基本法」の制定を求める国会請願署名

2012年4月26日現在 **63 万** 筆突破

「こころの健康基本法」を制定し、以下の3点の実現を求めます！

- ① **国民のこころの健康を守る環境を整備する政策が必要です！**
 - 日本国民の 5 人に 1 人がこころの健康問題を経験しています。
こころの健康環境を整備するため、こころの健康政策を国の重要政策として位置付けることが必要です。
- ② **こころの健康を守る「地域づくり」が必要です！**
 - こころの健康問題を抱える市民、その家族(無償の介護者)を支えるための 地域支援体制(アウトリーチ支援体制)の本格的な拡充が必要です。
地域の中での生活支援・健康支援が大きく不足しています。
- ③ **こころの健康の不調を経験している当事者や家族のニーズに基づくこころの健康政策、サービス提供の仕組みづくりが必要です！**
 - 専門家だけでなく、当事者・家族・地域住民がサービス提供の計画策定に積極的に関与し、サービスや政策の評価に関われる仕組みづくりが必要です。

